

特集 新規登録会員研修 先輩行政書士体験談ダイジェスト

奈良県行政書士会広報誌

行政書士 奈良

No.140



2019年 5月

ついに完結！2大シリーズ企画

「ユキマサくんの行政書士見習い日記」

第5回 ～遺言書編～

「山田家の相続事件簿」

番外編「行政書士大仏武今日も走る！」の巻

トピック 出入国管理及び難民認定法及び
法務省設置法の一部を改正する法律

連載 ユキマサなら散歩🐾

～古代の市～



委員会紹介 災害被災者支援施策推進委員会
誰のための防災マニュアルか
来るべき災害に備えて

行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。



奈良県行政書士会

<http://www.gyoseinara.or.jp/>





連載 ユキマサなら散歩 〈前編〉

奈良県行政書士会新年賀詞交歓会を開催いたしました 平成31年1月11日（金）於：北京料理 奈良百楽	1
ユキマサくんの行政書士見習い日記 第5回 ～遺言書編～	2
平成30年度行政書士記念日行事レポート PR キャラバン in 近鉄大和八木駅 ユキマサなら散歩体験ツアー in 今井町	4 5
山田家の相続事件簿 番外編『行政書士大仏武今日も走る！』の巻	6
委員会紹介 災害被災者支援施策推進委員会 誰のための防災マニュアルか 来るべき災害に備えて	8
新規登録会員研修 先輩行政書士体験談ダイジェスト	10
各部活動報告	
総務部	12
監察部	13
経理部	13
研修指導部	14
広報部	15
第1業務部	16
第2業務部	17
ADR 話し合いによるトラブル解決！	18
平成30年度近畿女性行政書士交流会 及び 近畿地方協議会女性行政書士担当者会議に参加しました！	19
法改正情報	20
トピック 出入国管理及び難民認定法及び 法務省設置法の一部を改正する法律	22
会員の動き ユキマサなら散歩 〈後編〉 編集後記	24 24



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

《連載》
ユキマサなら散歩
〜古代の市〜
〈前編〉

現代でこそいたるところにあるお店、古の時代には一体どのようなものだったのか、今回は古代の市について少々。

桜井市金屋あたりにあったとされる「海柘榴市」は、最古の市とも言われており飛鳥朝よりさらに古くヤマト王権の時代より市が立っていたと考えられています。

紫は 灰指すものぞ 海柘榴市の
八十の衢に 逢へる児や誰 作者未詳

という有名な万葉歌が残されているように、市には物資や人の交流の場だけでなく祭祀や歌垣などの行事の場としての機能がありました。八十の衢、つまり多くの道が交差しており、初瀬川による水運も利用できるように水陸交通の要衝として栄え、飛鳥時代には隋使を迎えるなどの行事も頻繁に行われました。同様に交通の要衝でもあった下ツ道と阿部・山田道の交する「軽衢」、現在の橿原神宮前駅東側には「軽市」があり、柿本人麻呂が亡くなった妻を詠んだ有名な歌が残されています。



藤原京、平城京という都城成立後には官営市場が設けられました。ここで特に平城京における市をみてみると、現在の大和郡山市九条町付近に「西市」が、奈良市東九条町、杏町付近には「東市」が設けられていました。物資を運ぶために、市に接して東堀川、西堀川という運河がつけられました。現在の秋篠川は西堀川として条坊制に合わせて人工的に直線化されたものが残っているものといえます。（24頁へつづく）

（写真／文：広報部 佐藤貴玲）

奈良県行政書士会新年賀詞交歓会を開催いたしました

平成31年1月11日（金）於：北京料理 奈良百楽



平成31年1月11日、午後6時から奈良県行政書士会新年賀詞交歓会が、北京料理奈良百楽において開催されました。

高市早苗衆議院議員をはじめ奈良県選出の国会議員の先生とともに、仲川奈良市長や奈良県議会議員の先生にも多数ご出席いただき、総勢71名の参加者を得て大いに盛り上がりました。

本会末廣会長挨拶、ご来賓の皆様からのご祝辞の後、奥山博康奈良県議会副議長の発声による乾杯へと進み、新規登録会員の紹介なども行われました。

宴もたけなわの中、谷澤副会長の閉会の言葉で無事終了いたしました。会員相互の親睦を深めるのに良い機会になったと思います。

最後になりますが、お忙しい中お集まり頂きました各議員の皆様、本会会員の皆様に御礼申し上げます。



衆議院議員
高市 早苗 様



衆議院議員
奥野 信亮 様



衆議院議員
小林 茂樹 様



日本行政書士会連合会
副会長 太田光三郎 様



奈良市長
仲川 げん 様



奈良県議会副議長
奥山 博康 様



参議院議員
堀井 巖 様



参議院議員
佐藤 啓 様

ユキマサくんの

行政書士見習い日記



第5回 遺言書編

いつも飼い主の『くらしまもる先生』のそばで行政書士のお仕事を熱心に学んでいるユキマサくん。

猫界の行政書士になるため、今日も先生にピッタリと寄り添って、一生懸命に業務を勉強しています。

まもる先生の部屋にきたユキマサくんは、先生がとても厚い本を読んでいるのを見つけて・・・

ユキマサ「まもる先生、今日はなんの本を読んでいるのニャ?」

まもる先生「ああ、ユキマサくん、これは遺言に関する本だよ。」

ユキマサ「い・ご・ん?」

まもる先生「遺言というのは、『自分が死んだ後はどうしてもらいたいのか』ということ自分を生きている間に決めることができる、とても大切な役割を持ったものなんだ。たとえば、自分の財産を死んだ後に家族でどう分けて欲しいとか、どこどこへ寄付をして欲しいといったことを実現することができるんだ。(※1) だけど遺言をするためには、法律で厳格に定められた方式に従って遺言書を作ることが必要なんだよ。」

ユキマサ「遺言書ってというのは、死ぬ直前に書くものじゃないのかニャ?」

まもる先生「たしかに、船の遭難など自分に命の危険が迫ったときにする【特別方式】という遺言もあるのですがあなたが間違っているわけではないけれど、それだけには限られないんだよ。将来のために、もっと早目から準備しておく【普通方式】という種類の遺言もあるんだ。ユキマサくんの勉強のために、特別に僕の遺言書を見せてあげよう。」

ユキマサ「わあ!これが本物の遺言書ニャ!」

まもる先生「これは、普通方式のうちの『公正証書遺言』の遺言書だよ。普通方式には他にも『自筆証書遺言』と『秘密証書遺言』があるんだ。」

ユキマサ「普通方式の中にもいろいろ種類があるんだニャ。」

まもる先生「そう、そしてそれぞれに厳格な要件が定められていて、要件を欠くと遺言書自体が無効になってしまうんだ。」

ユキマサ「へえ、きびしいんだニャ・・・」

まもる先生「遺言はとても強い法的な効力を持っているからね。第三者による改ざんなどの不正な行為を防ぐために厳格な決まりがあるんだよ。」

ユキマサ「なるほどだニャ。」

ボクもいつか公正証書遺言をするニャ!



《遺言の種類（普通方式）》

- ・ 公正証書遺言
- ・ 自筆証書遺言
- ・ 秘密証書遺言



《民法 第968条》

（自筆証書遺言）

①自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ。

②前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならぬ。

③自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

（平成31年1月13日施行）

まもる先生「この公正証書遺言にはこれまで、他の二つと比べて大きなメリットがあったんだ。具体的に言うと、遺言書を公証役場で保管してもらえるので紛失や改ざんの心配が無いこと、また遺言をした人が亡くなった後に遺言書を発見した人は裁判所で検認という手続きをしなければならぬんだけど、その検認手続きが不要であることなどだよ。ところが今回、法律が変わったおかげで、少し事情が違って来たんだ。さっきの分厚い本は、その法律についての勉強をするための本なんだよ。」

ユキマサ「せ、先生も勉強をするのニヤッ??」

まもる先生「そう。法律は常に新しく作られたり、改正されたりしているんだ。だから僕たち行政書士は、いつも法律についての勉強を怠ってはいけないんだ。」

ユキマサ「ハイ！わかりましたニヤー！」

まもる先生「今回の改正では、自筆証書遺言について大きく見直されることになったんだ。

これまで公正証書遺言のメリットだった「公証役場で保管してもらえる」という点については、法務局で遺言書を預かるという制度が

できることになり（*2）、その場合には検認手続きも不要となったので、今後は自筆証書遺言の活用がしやすくなりそうなんだ。また、民法第968条で定められている要件が緩和されたおかげで、作成する人の負担も軽減されることになりそうなんだよ。（*3）」

ユキマサ「そうなんだニヤ、大切な遺言書のことがよくわかったニヤー！」

まもる先生「これからは遺言書の重要性がますます高まっていくから、ユキマサくんも頑張って一緒に勉強していこうね！」

（*1）ただし遺留分を侵害することはできない
 （*2）施行期日は平成32年7月10日
 （*3）改正されたのは上記枠内の赤線の部分

遺言書

遺言者 ●本●男は、次の通り遺言する。

第1条 遺言者は、長女 ▲川●恵（平成〇年〇月〇〇日生）に遺言者の所有する次の土地を相続させる。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
 地番 〇〇番
 用途 宅地
 地積 〇〇. 〇〇平方メートル

第2条 遺言者は、次女 ●本●美（平成〇〇年〇月〇日生）に次の銀行預金の全てを相続させる。

金融機関名 〇〇銀行〇〇支店
 種類 普通
 口座番号 **** * * *

第3条 遺言者は、現金その他この遺言書に記載の無い一切の財産を妻 ●本●子に相続させる。

第4条 本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号
 氏名 ×野×之

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 ●本●男



【自筆証書遺言の作成例】



行政書士ADRセンター奈良

米田会員 吉田会員



西澤広報部副部長より、注意事項説明

記念日行事レポート

10:00~14:00

PRキャラバン
in 近鉄大和八木駅

参加者は、大人22名 子ども2名
皆様、ご協力ありがとうございました！



田中会員 松田会員

末廣会長も頑張りました！



見張ってなくてもちゃんと配ってます！



稲富会員

板倉副会長



もっと笑顔でお願いします

土谷会員



タクシーの運転手さんにもPRして下さった高野会員



アツという間になくなっちゃった

上仲会員



小野会員

黒田副会長

配るぞー！！



川西会員

コスモス成年後見サポートセンター「奈良県支部」



上段左から 若林会員 松浦会員 谷澤副会長 田村会員 佐藤会員
下段右 木村会員

松浦会員のお子さんが大活躍！



山田会員





今西家住宅
今井町の西口にあり、
西側は環濠。重要文
化財に指定されています。



スタート



今井まちなみ交流センター「華臺」



↑ 恒岡醤油醸造さんの
ご主人から説明を受けました。
お口が開いていますよ～



↑ 土産付きの醤油蔵見学
数種類から選ばせてもらえます
皆さん、真剣に選んでいます。

散策中もピンクの法被を着て
PRしていただきました



平成30年度行政書士
平成31年2月23日(土)

ユキマサなら散歩体験ツアー
in 今井町

日頃、会務にご協力下さっている会員の皆様
へ感謝の気持ちを込めて「今井町の歴史と伝
統を巡る」ツアーを実施しました。ガイドさ
んに歴史を教わりながら、町家見学やお買
いものなど楽しんでいただきました。



町家茶屋 古伊さんにて昼食
ビールを飲んでるのはなあ～れだ？



ゴール

橿原市役所分庁舎10F 展望フロア



山田家の相続事件簿

番外編『行政書士大仏武今日も走る!』の巻

プロローグ：家族の誰も会ったことのない前婚の息子が登場し、一時はどうなるかと思った山田家の相続。行政書士の大仏武先生はそんな相続手続きを無事終えることができ、山田のおじいちゃんは一安心。その話を囲碁友達の高橋さんにしたところ、話を聞きながら高橋さん、なにやら難しい顔をしました。どうやら、以前に書いた遺言書のことを思い出して、これでいいのかと急に不安になったみたいです。そんな高橋さんに、山田のおじいちゃんが大仏先生を紹介してくれました。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

登場人物紹介



・大仏武：行政書士大仏武事務所を
経営する行政書士



・しか丸：大仏先生に飼われている
チワワ犬



・山田のおじいちゃん：前回の依頼者。
「しか丸」の友達犬である柴犬の「さくら」の飼い主。奥さんである山田のおばあちゃんが亡くなり、相続の手続きを大仏先生に依頼。手続きは無事終了した。



・高橋さん：今回の依頼者。山田のおじいちゃんの囲碁友達。山田のおじいちゃんから相続手続きの話聞いて、自分の遺言書の相談をしようと大仏先生を紹介してもらった。

ぼくの名前は『しか丸』。行政書士大仏武事務所の看板犬がぼくの仕事。飼い主の大仏先生はもう10年くらい「行政書士」という仕事をしている、ぼくの自慢の飼い主なんだ。元々はサラリーマンだったんだけど、俗にいう脱サラをして行政書士になったんだって。いつも事務所で色々な人の悩み事を先生と一緒に聞いているんだけど、頼まれた仕事を終えるたびに、お客さんが喜んでくれるんだ。行政書士っていいのはなかなかいい仕事みたいだね。この前も犬友達の柴犬のさくらのうちのお仕事がうまくいったようで、喜んでくれた。ぼくもうれしくてしつぽふりふりして喜んだよ。それでね、今日はさくらの飼い主の山田のおじいちゃんの紹介で、高橋さんって人が来るんだって。

あ！事務所のインターフォンが鳴ったよ!!高橋さんかな？机に向かっていた先生がドアを開けに行ったけど、ぼくは部屋の隅にあるクッションに寝そべって、顔だけ上げてお出迎えて。看板犬の仕事をさぼっている訳じゃないよ。ここなら、邪魔にならない話もよく聞こえるからなんだ。事務所に入って来たのはやっぱり高橋さんだった。70歳くらいの背の高い白髪の男の人。「はじめまして、高橋です。先生のお噂は、山田さんから聞いています。」2人が名刺交換をして、高橋さんがソファに腰かけて話し始めた。どうやら高橋さんは、老舗の料亭のご主人らしい。奥さんは3年前に病気で亡くしていて、子供は息子が2人。料亭の跡継ぎは、一緒に住んでいる次男さん。自宅と同じ敷地にあるお店を一緒に切盛りしてるんだって。長男さんは家業を継ぐのが嫌で、東京の大学に行ったままそこで就職しちゃったんだって。ほとんどそれきりみたい。悲しい話だね。亡くなったお母さんのお葬式には帰ってきたけど、そのあと高橋さんとは会っていないそう。お店と自宅は、町の中でも駅近くの便利な場所で、土地の値段もそこそこ高いらしい。高橋さんとしては、もし自分が亡くなった場合はお店と自宅の土地と建物の全てを次男に遺してやりたいと思ってるそうなんだ。でも、もしお店と自宅の全てを次男が相続するとなったら、長男さんの相続分をどう捻出するのか、という問題がでてきてしまっただけで、自分と長男さんとの関係があまり良くないこともあって、悩んでるんだって。お店や自宅を売らなきゃならないような事態になることは、考えたくもないみたい。そりゃそうだよね。「以前自分で遺言を書いたのですが、これで大丈夫なのか心配なんです」と、高橋さんは封筒から遺言書を出して先生にみせた。ぼくは、遺言書の中身がみたくて、そっと先生に近づいたんだだけ

ど・見えない。先生に抱っこをせがんだら、抱っこしてくれたのは高橋さんだった。

ぼくは遺言書を見て、つい「あ、あかん・」と言ってしまった。(2人には「ワンワン」としか聞こえてないと思うけどね。)その遺言書には『自宅と店を次男に遺贈する』とだけ書いてあった。おまけに『平成28年5月吉日 高橋春夫』って書いてある。

先生も目が泳いでいた。「うーん、遺贈より相続させると書いた方が・日付ですが『吉日』はダメですね」

先生は、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言について説明を始めた。それから、民法が改正になって自筆証書遺言の制度が変わったことも。今まで全てを自分で書く必要があったけど、財産目録はパソコンでも作れるようになったこと。でも、全てのページに署名と捺印が必要なのも話していた。日付も吉日って書いていちゃダメで、作成した日をきちんと書いて、高橋さんの署名と捺印があることを説明した。

法務局で自筆証書遺言の保管の制度が始まることも伝えた。でもそれは来年の7月10日からなんだよ。どちらにしても、今の高橋さんの遺言書だと書き直す必要があるよね。

結局、大仏先生は公正証書遺言の方をお勧めしていた。縁起でもないって怒られるかもしれないけど、今高橋さんに何かあるとこの遺言書だと何の効力もないし、高橋さんの思いもうまく遺せなくなってしまうもんね。

「でも、ですね」大仏先生は、高橋さんの顔を正面から見つめた。「もちろん、遺言書作成のお手伝いはさせていただきます。ただ高橋さんがお元気なうちに、長男さんと会ってお話しされたらいかがですか？長男さんと次男さんは、時々連絡

を取っている関係なんでしょう？一方的な遺言を書かれたら、高橋さんが亡くなった後、息子さん同士の関係にもヒビが入るかもしれないよ」それを聞いた高橋さんは、なんだか難しい顔をして、もう少し今後のことを考えたいと言って、帰っていった。

1週間ほど経って、高橋さんから連絡が来た。「子供達が将来採めることがないような平等な遺言を書きたいので、来てくれませんか？長男との関係をよくするのはすぐには難しいかもしれないですが、自分にもしものことがあってもいいように、付言事項で長男への思いも書いておきたいので。」ということだった。

(・長男さんと仲直り、できるといいな。)
「すぐに伺います。」と、仕事用のカバンを持って自転車で出かけようとする大仏先生にはくは声をかけた。

「大仏先生、気を付けてね。留守の間、事務所は僕が守ってるからね(ワン、ワン、ワワン!)」大仏先生は、右手を挙げて僕に手を振ると、明るい陽射しの中へ飛び出して行った。

ポイント

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日

- (1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策
2019年1月13日
- (2) 原則的な施行期日
2019年7月1日
- (3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等
2020年4月1日
(法務省 HP より)

エピローグ ～さくらとしか丸の会話～

- さくら 「ねえ、高橋さんのところの遺言書って、結局どうなったの？」
しか丸 「行政書士には守秘義務があるから詳しいことは言えないけど、「遺言執行人」を大仏先生がするみたい。高橋さんの思いが遺せる遺言書もちゃんとできたみたいだよ。長男さんともお孫さんがきっかけで、徐々に話をするようになってきてるんだって。」
さくら 「そうなんだ！やっぱり大仏先生に相談して、よかったわよね。ところで、うちのおじいちゃんは書かないのかしら、遺言書。今度大仏先生に相談するように言ってみるわね。」
しか丸 「うん。また山田のおじいちゃん連れて、事務所においでよ。待ってるから。」
さくら 「そうだ！今度はヒロシさんとこの「ヤマト君」も一緒に連れてこようかしら。」
しか丸 「ヤマト君??誰それ？」
さくら 「・・・」

※ヤマト君は2019年1月号に登場

(終わり)



誰のための防災マニュアルか 来るべき災害に備えて

災害被災者支援施策推進委員会の2年にわたる活動により、平成31年3月21日、防災マニュアルに関する答申が奈良会に提出されました。
当該委員会の活動内容や答申の内容について、連委員長にお話しを伺いました。

災害時被災者支援協定を締結している自治体

奈良県 生駒市
奈良市 橿原市
桜井市 上牧町

(平成31年3月現在)

Q そもそも災害被災者支援施策推進委員会って、どういうきっかけで組織された委員会なんですか。その活動目標は？

A 奈良県行政書士会が自治体と災害時被災者支援協定を締結したのがきっかけです。

大規模な災害が起きた際に、奈良県行政書士会が被災した自治体の中で支援活動をするという内容です。ただ、協定はともざっくりとした内容になっていて、実際に災害が起きたときには、例えばどちらから連絡するのかなど、どこに連絡すればいいのとか、そのあたりは協定の中には書いてないので、実際に行政書士会として何かしようにも動きにくい状態だったんです。なので、実際に行動に移せるようにマニュアルを作ろうと、こうなったわけですね。といっても、一気に完璧なものを作れませんので、まずは下地を作るということを最低限の目標としました。

マニュアル作成のための主な活動

委員会
(約2ヶ月に1回)

自治体との
打合せ

熊本会視察

文案作成



自治体との協力体制を築くためのマニュアル作成チーム

- ・現在協定を締結させていただいている自治体に訪問し、今後の方針について打ち合わせ
- ・自治体の防災計画を確認して奈良会がどのようにかわるのが適切かなどを検討

災害発生時の会員安否確認のためのマニュアル作成チーム

- ・全国の行政書士会に対して、マニュアルの整備状況を確認、マニュアルを入手
- ・全国から集めたマニュアルの内容を精査し、支部のない奈良会にどのようにアレンジしていくか、どうするのが適切かなどを検討

熊本会視察レポート

(平成28年9月28日、29日)

1日目は、実際に熊本が被災したときに熊本会がどのような活動をしたのかをお聞きし、意見交換をさせていただきました。二つのチームに分かれてのマニュアル作成作業も熊本会の訪問があったからこそなんです。どうということかという、熊本に行くまでは、大規模災害が発生した際に自治体への協力以前の問題として、会員の安否確認をする仕組みと体制を整えておかなければならないという視点を明確に持っています。



2日目には、被災された益城町役場、避難所となっていたところを訪問させていただきました。私達が熊本を訪れたのは震災から約半年を経過したときだったので、役場はまだ仮庁舎で運営されていましたし、傾いた家々や崩れた道路も残ったままでしたので非常に生々しさが残っていました。

熊本で特に印象的だったのは、熊本会と自治体の方との信頼関係でしょうか。

熊本会は、震災時に罹災証明書の申請支援や無料相談会を実施するなどされていたので



グランメッセ前の広場。
震災で液状化現象が起きている



稲本 太一委員

遠山 健太郎副委員長

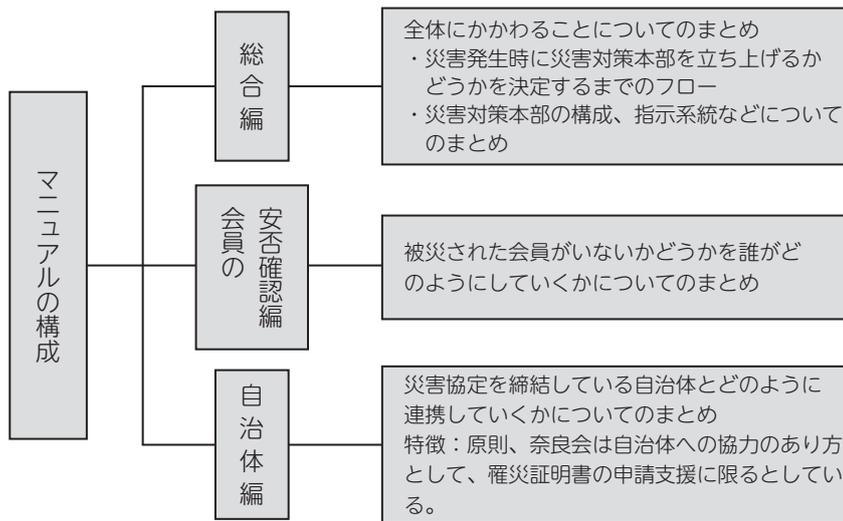
西口 孝平委員

連 紗智委員長

西澤 伸明委員

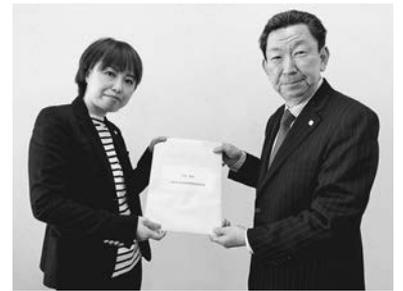
杉山 毅委員

田中 和智委員



Q 3月21日に答申を会長に提出されましたね。

A 2年にわたり検討を重ね活動してきましたので、とりあえず1つの区切りが付けられたことにほっとしました。また、今までにないものを作るといふ難しい課題に向き合って一緒に協力してマニュアルを作っていたいただいた委員会の委員メンバーには感謝の気持ちでいっぱいです。



Q 答申をどう活用して欲しいですか？

A 私達委員会が今回作らせていただいたマニュアルは、あくまで第一案、今後ブラッシュアップされていくことを前提にしています。ですから、これぞ終わりというわけではなく、こ

と交通費をお支払いする予定ですが、その財源が現状確保できておらず、またその額も場合によっては膨大に膨れていく可能性があると見えます。2つ目に、支援の内容がどこまでも広がっていく可能性があると見えます。自治体との協定には、行政書士業務全般が無料支援の内容ですが、ということをやっているのですが、そうすると例えば震災で亡くなった方の相続手続、これも極論すると無料支援の範疇に含まれてくる可能性があると見えます。ですので、いったん奈良会が無料で行う支援の内容としては、震災が起きた時に必ず出てくる罹災証明書の申請支援に限るうとしたわけですね。

Q 自治体への協力を罹災証明書の申請支援に限ったのはなぜですか？

A 理由は2つあります。まず1つ目に日当・交通費の問題です。被災者支援にあたっていただいた会員の方には、通常の会務と同じく日当

Q 災害に備えて行政書士として考えるべきことは？

A 行政書士として、というのがありますが、まずは自分の家族や身の回りの方と日ごろから災害が発生したときのことを話し合っておくというのが大事かなと思います。その上で、ご自身の事務所の従業員の方やお客様、取引先などについて、何もない平時のときから「もしもの時」を想定してその時どうするかを考えておく。このことがまず第一歩なのかもしれません。

Q 町役場の方は本当に熊本会に感謝されていて「熊本で行政書士が何をすればいいのか知らない人はいない」とまでおっしゃっていました。それくらい熊本会の方々が果たした社会的な役割は大きかったということでしょうか？

A 熊本の方々は本当に熊本会に感謝されていて「熊本で行政書士が何をすればいいのか知らない人はいない」とまでおっしゃっていました。それくらい熊本会の方々が果たした社会的な役割は大きかったということでしょうか？



役場が全壊したため仮役場として公民館を使用
段ボールとカーテンでプライバシーに配慮した相談窓口

新規登録会員研修 先輩行政書士体験談ダイジェスト

業務分野の選択？

事務所は借りた方がいい？

HPどうしたらいい？

営業方法は？

野村 早香 会員
開業歴7年
30代
事務所 賃貸
正社員1名 パート2名
(第2業務部副部長)



杉山 毅 会員
開業歴8年
40代
事務所 賃貸
共同事務所
(第2業務部副部長)

【開業に至るまでの経緯、準備】

野村 平成20年に試験に合格しましたが、将来、お客様となる経営者の方々とお話しができるようにと、経営の勉強をしたいと考え、税理士事務所や社労士事務所に勤務をしました。そこで、会計記帳、労務などを学びました。平成23年、行政書士の登録(自宅開業)をし、研修などに参加、行政書士としての準備をしました。その後、平成26年11月に生駒市へ事務所を移転しました。

杉山 司法書士事務所に勤めていましたが、所長が廃業され、年齢が年齢ですし、勤め先を探すのも面倒なことから行政書士として開業することにしました。妻子もあり、早く一定の収入を得る必要がありましたので必死でした。

【業務分野の選択】

杉山 司法書士事務所勤務時代に、相続や法人設立は、かなり経験を積みましたので、ご依頼があつても、対応できる自信がありました。現在の売上を中心は、相続・遺言、法人設立業務です。

設立から派生した許認可業務は、仲間先生にお手伝いをお願いすることもあります。

野村 法人のお客様は、設立を手がけて、そこから許認可や会計記帳へとつなげていきます。個人のお客様は、相続・遺言が多く、離婚関係のお仕事に年々数件くらい。開業当初は、ご相談があつたら得意分野でなくともお受けしました。実務経験が少ない状況で特化は難しいので「身近な相談からお受けします」というスタンスでスタートしました。現在、事業の骨格はできていますが、少し整理が必要だと考えており、事業計画の見直しをしているところです。



【営業、ホームページ】

杉山 ホームページ(以下、HPとします)を作るといっても事務所案内として作るのか営業ツールとして作るのか目的を明確にすべきです。私は広島県出身で、奈良県には馴染みがありませんでしたので、HPを

他の先輩にも聞いてみました!



吉田良子会員(第2業務部部長)
開業歴17年 50代 自宅事務所
○業務分野の絞り込み

開業前から安定収入が得られる業務分野を模索し、会計記帳だ!ということ、簿記の資格を取得。開業当初、先輩のところまで実務としての会計業務を勉強させていただき、以来、会計記帳・経営コンサルティングを主要業務として今に至っています。恥ずかしいけど、好きな女優さんのドラマでの話し方をイメージして、目標とする行政書士を演じたりしています(笑)。

分ときちんと区分けしています。

○後輩の皆さんにひと言

私はその時々のライフスタイルにあった働き方を心がけてきました。あと、どんなことでも継続することが大事、かな。

木田和宏会員(第1業務部部長)

開業歴6年 30代 賃貸(他士業とシェア)
○業務分野の絞り込み

一度は民間企業に勤めましたが行政書士になりたくて退職し、試験に合格。どこかの事務所で経験を積みたかったものの思うようにならず、独立開業。事業展開を考えないまま開業したので、しばらくは資金繰りに苦労しました。3年目頃に固定収入が見込める建設業(産廃含む)分野に特化。専門分野の絞り込みで作業効率や弊所の知名度がUPし、収益力が高まりました。事業拡大のため借入をしたのもこの頃です。

○後輩の皆さんにひと言

積み木を積むようにコツコツするのが近道。ただし、経営者の視点が必要。今、アルバイト2名を雇用していますが、事業を大きくするなら借入や雇用は視野に入れておかなければならないでしょう。

平成31年2月20日に実施された研修指導部主催の
第3回新規登録会員研修における先輩会員の体験
談の内容をまとめました。

営業ツールとして使うと決めていました。コンサルティング会社に依頼し、半年をかけて作成しました。集客ツールとするなら、それなりの

ページが必要で、また集客につなげるためには内容に工夫が必要です。開業して3〜4ヶ月は、一日、HP作り専念しました。根を詰め過ぎて、白目の部分が真っ赤になってしまったという出来事がありました。かなり本気で取り組んだので、最初の年からそれなりに仕事がありました。この苦労は、その後、お客様へのコンサルティングに役立てています。

野村 私も大和郡山市出身で生駒に繋がりがあったわけではないので、事務所移転当初は、HPを営業ツールとして活用しました。



HPの作成は、コンピュータが得意だったことと、限りある資金を有効に使うため、自分で作成しました。現在、HPに手をかける時間がないので、スタッフとブログで、業務のこと、地域（生駒）のこと、事務所

内のことを発信しています。顧問先様が読んで下さっていて反響があります。

杉山 他には…。顧客関係を維持するためには、年に何度か交流する必要があるでしょう。そのためには、行政書士から、色々、提案をすべきですね。単発業務も多いので、なにもアクションをしなければ、それきりになってしまいます。

野村 他の士業の先生方との連携も重要かと。

【事務所形態】

野村 一般的には、民事関係のお客様は来訪を好まれ、法人関係は出向くことが多いと言われています。私も一般のお客様は来訪が多いと考えて事務所を借りました。地元の大和郡山は思うような物件がなかったの、比較的馴染みのあった生駒にしました。

杉山 事務所を借りるかどうかは、目的によって決めるべきかと。私は、集客を軸に考えました。電話で問い合わせがあっても依頼につながらないことがあります、足を運ん

で下さった場合は、受任につながるケースがほとんどです。また、来訪されてこちらを見極められるお客様も。また、法人業務でも設立業務

は、お客様がまだ事務所を持たれていなかったりするので来訪して下さることも多いです。立派なビルでなくとも、とにかく足を運んでいただくのがポイントです。

野村 これまで部員や理事として会務に携わってききましたが、組織運営など学べて、とてもよかったです。



【会務、会員同士のかかわり】

野村 行政書士は業務範囲が広いので、自分が不案内な業務の依頼があった場合、教えてもらったり、ご紹介できる会員同士の繋がりを作っておくといいですよ。

杉山 行政書士は業務範囲が広いので、自分が不案内な業務の依頼があった場合、教えてもらったり、ご紹介できる会員同士の繋がりを作っておくといいですよ。

土谷正典会員（研修指導部部長）
開業歴16年 60代 自宅事務所
○業務分野の絞り込み

民間企業（建設業）にてISOの申請などにも携わり勤続24年目で脱サラ。きっかけはカバチタレという漫画に触発されて。主要業務は、建設業のコンサルティングだが、顧問先からの要望があれば業務内容を問わず対応。業務を絞りこんでも、多種多様な業務をこなすことになりました。

○後輩の皆さんにひと言。

開業して何をどうすればいいのかわからないのは、飲食店の経営をするのと同じようなもので、例えば、地域密着で大衆食堂をするのか、駅前でお蕎麦屋さんをするのか、赤坂で高級レストランをするのかによって違ってきますよね？資金力など体力にもよります。まずは、自分の蓄積してきたものを棚卸し、分析することから始めてみてください！

山田祐己会員（研修指導部部員）
開業歴10年 30代 自宅事務所

○業務分野の絞り込み

大学を卒業してすぐ開業。身近に法律関係の仕事をしている知人もなく、何から始めて、どう動いたらいいのか分かりませんでした。研修に出たり、先輩のお手伝いをして業界のこと、業務のことを学びました。

先輩の営業方法や仕事の段取りなど見聞きして、今のスタイルを確立しました。仕事軌道に乗り出したのは5年目頃から。今は、口コミや先輩からのご紹介で、許認可7割、民事3割といったところだ。

○後輩の皆さんにひと言。

今は、専門分野が見つかっていなくても、色々な業務をこなしているうちに、きっと、自分にあうステージが見つかります！



総務部活動報告

平成30年度を終えて

事業計画に従い粛々と進めてまいりましたが、つつがなく30年度を終えられましたのは、ひとえに会員の皆様のご理解があったからこそ、と思います。

昨年9月には、ホスト会として全国会長会を開催いたしました。専門士業連絡協議会主催の講演会や新年会には多くの会員が参加してくださり、大いに盛り上げていただきました。行政書士試験でも多数の皆様にご協力を頂き、円滑に実施することができました。懸案事項であった長期会費滞納者への対応にはプロジェクトチームが力を発揮しています。達成できなかった課題もありますが、来期の解決を目指し総務部一同頑張っていく所存です。次年度もご協力のほど、宜しく願います。

総務部 部長 松田 登美子

総務部の主な担当行事

- 1月11日 新年賀詞交歓会
- 5月25日 奈良県行政書士会定時総会
- 9月20日 全国会長会
- 11月11日 行政書士試験



平成30年度 定時総会

「年に一度の定時総会も、総務部の見せ場。会議が粛々と進んでいく事こそが、裏方としての誇りです。」

平成最後の年度を振り返って

時の官房長官・故小淵恵三氏が「平成」の新元号を発表したのが昭和64年1月7日。少々の興奮と時代の分かれ目に遭遇することができた不思議な感覚を覚えながら、テレビの生中継を食い入るように見つめていた当時大学生だった私。

あれから30年余り、その平成もついに終わりを迎え、新しい時代の幕が開かれようとしています。

私もそれなりの年になって、時の流れの速さを実感しつつも、こうした歴史の一場面に再び立ち会えることができた静かな感動を噛みしめているところです。

この平成最後の年度に、我が奈良県行政書士会にも歴史的な出来事がありました。そのひとつは、末廣会長をはじめとした関係各位のご尽力により、日本行政書士会連合会全国会長会が奈良県で初めて開催されたことで、本会議では、新規業務開拓や所有者不明土地及び空き家対策への取り組みについて建設的な議論の中、各単位の現状についても活発な意見交換がなされ、非常に有意義なディスカッションが交わされました。

また、レセプション、アトラクションにおいても、本県ならびに単位会としての魅力を奈良会らしく、しなやかにアピールできました。その成功の裏には、本県屈指の「芸達者」な行政書士達の一生懸命のおもてなしの気持ちの結集があり、そのひとりひとりの思いは、きつと全国の会長の皆様にもしっかり伝わったものと確信しています。ご協力を賜りました役員の皆様をはじめ会員の皆様方には、主管部として、あらためて心から御礼を申し上げます。

もうひとつは、本会が田原本町と「有休農地等対策に関する協定」を締結したことで、これは全国でも2番目、関西では初めての協定締結となります。その他、単発の契約ながらも、桜井市と空き家対策プロジェクトチーム活動（長期相続未了土地解消作業）としての業務受託があり、こうした動きは今後の本会の官民業務受託の広がりや大いに予見させるものと言えましょう。全国的には小さな単位会である本会ではありますが、小さければ小さいなりのチームワークの良さを生かし、



全国 会長会

「全国の単位会の会長が一同に会する会長会が、奈良で初めて開催されました。ご列席の皆様には、開催前日のコンサート、開催後にはゴルフコンペと奈良観光をお楽しみいただきました。奈良会を挙げて精一杯のおもてなしをさせていただきます。」

将来振り返ったときに、本年度が本会にとってエポックメイキングの年だったと評されるよう、微力ながらではありますが引き続き尽力していく所存です。

新しい時代の到来とともに、皆様には、ますますのご多幸とご発展がもたらされますよう心からお祈り申し上げます。一年間本当にありがとうございました。

総務部 副部長 稲本 太一

監察部活動報告

平成30年度を終えて

奈良県行政書士会監察部オリジナルの新しい非行政書士注意喚起啓発ポスターです。

昨年の10月の広報月間に合わせて作成し、各関係官公署に掲示して頂いておりますので、御周知のほど宜しくお願い致します。



監察部の思い

奈良県行政書士会の皆様には日頃より監察部の活動にご理解、ご協力を頂き大変感謝を致しております。

この2年間、私の場合は前期より引き続き監察部の仕事をさせて頂いた訳ですが、前体制時に奈良県議会において非行政書士対策に関する請願の採択があり、今期はその後、それを一歩前に進めるということが使命であると自覚し、今回の任期を務めさせて頂きました。幸いにして、再び奈良県議会議員の方の協力を得て代表質問に取り上げて頂き、その流れで地域振興部長名での通知の発出があり、微力ながら最低限の任務は果たすことは出来たのではないかと考えております。来期はそれをより具体的なものにして、ひいては奈良県行政書士会の発展に繋がることを願っております。

監察部 副部長 田中 和智

行政書士でない者が他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を業として作成することは、法律違反です。
(他の法律で特別の定めがある場合は除く)
* 違反者は1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。

奈良県行政書士会
お問い合わせ TEL 0742-95-5400

経理部活動報告

平成30年度を終えて

昨年度(平成30年度)の予算案の編成は初めての事で非常に苦しみながらの取組となりました。本年度(平成31年度)の予算案の編成はそれに輪をかけて厳しい状況となりましたが、関係各位のご協力をいただきましたおかげで、なんとか予算案の編成をすることができました。

経理部を任せられたときは、不安と緊張感で押しつぶされそうでしたが、副部長の田村理事や黒田副会長、事務局の皆様が助けていただきながらあっという間の2年間でした。

また、何といっても総会での報告・提案は非常に貴重な良い経験となりました。

経理部 部長 森田 泰浩



経理部の思い

私は、平成25年の登録、入会でありまして、経理部おるか他の事業部の部員の経験も全くない若輩者です。そのため、当初は、部会、予算査定、監査等、具体的に何をするのかよくわからない状態でした。未だに森田部長に聞いて教えていただき、他の事業部や事務局の方々からのお話を聞いて、何とか理解できています。皆様、本当にありがとうございました。

残念な思い出もありまして、去年の秋、私が森田部長を飲みに誘い、鶏の刺身を食べ、2人とも食中毒になったことです。経理部は部長と私だけですが、幸いにも全く業務等に影響ありませんでした。皆様、くれぐれも注意してください。

経理部 副部長 田村 豊

研修指導部活動報告

平成30年度を終えて

研修事業へご参加とご尽力頂いた先生方へ

第1業務部、第2業務部の専門業務部が主催する専門研修へのプログラムとして、当部所管の基礎研修をお届け致しました。些かにでもお役に立てたならば幸いです。また、指導行政書士制度（略称「インターンシップ制度」）は試行途中であります。今期は延べ二十余事件のご利用を数えました。これ等は何れも、研修事業連絡会として研修事業総体の制度設計を検討する合議体を以て、各部署の枠組みを超えて実施し得たものと感謝致します。

未筆乍ら、当該事業にご尽力・ご協力頂いた先生方と、これにご参加頂いた会員の皆様方には、重ねて感謝御礼を申し上げます。

研修指導部 部長 土谷 正典

属性	回数	タイトル	参加延人数	動員延人数	実施期日
基礎研修	第1回	国際業務	11	2	30.05.11
	第2回	法人設立手続きの概要	25	2	30.06.25
	第3回	遺言・相続手続きの概要	18	2	30.06.26
	第4回	建設業許可申請の概要	16	2	30.07.18
	第5回	風営 / 古物営業手続きの概要	21	2	30.07.25
	第6回	在留許可 / 国際業務の概要	18	2	30.08.28
	第7回	帰化申請 / 国際業務の概要	21	2	30.08.28
	第8回	車庫証明手続きの概要	8	2	30.09.11
	第9回	農地転用手続きの概要	36	2	30.09.26
	第10回	産業廃棄物収集運搬業許可申請の概要	24	2	30.10.17
	第11回	契約・契約書の概要	20	2	30.12.05
	第12回	補助金制度の概要	21	2	31.03.19
	第13回	宅地建物取引業免許申請の概要	16	2	31.03.27
新規登録会員研修	第1回	新規登録会員研修	15	5	30.06.19
	第2回	新規登録会員研修	5	4	30.10.26
	第3回	新規登録会員研修	4	4	31.02.20
一般研修	第1回	元・銀行マンから見た相続手続きの事例	36	2	30.06.28
	第2回	交通事故の事例研究	14	2	30.07.10
	第3回	確定申告の基礎知識	22	2	31.01.22
法定業務研修	第1回	交通運輸関係業務	33	2	30.05.15-16
	第2回	契約	30	2	31.02.12-13
コンプライアンス研修		コンプライアンス研修（総務部共催）	9	2	30.12.03
研修事業連絡会	全8回	関係各部署	54	18	30.04.20-31.02.19
指導行政書士制度試行		指導行政書士登録8名	22	0	30.12.31
		合計	499	69	

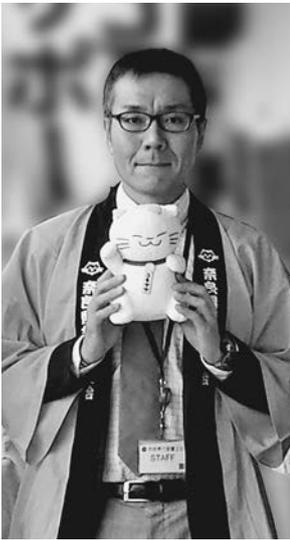


研修指導部 副部長 松井 紀行

研修指導部の思い

平成29年度から2年間にわたり、様々な研修運営に携わってまいりました。限られた予算の中から業務範囲の基礎研修や事務所運営に係る豆知識の研修など開催いたしました。会員の皆さまにとって少しでもお役にたてるような内容をお届けできていれば幸いです。

研修日時や講師の調整、第1・第2業務部さまとの連携など、思い返せばもったいなくしておけば良かったなと思うこともありますが、今後の運営に引き継がせて頂く「気持ち」もたくさんありました。この場をお借りして、改めて皆さまに御礼申し上げます。どうもありがとうございました。



副部長 西澤 伸明



副部長 松本 和也

広報部活動報告

平成30年度を終えて



会員の皆様には、平成30年度も広報部の活動にご協力いただき心より感謝申し上げます。平成30年度の広報部は、前年度に続き「ちよつと背伸びをする広報部」を活動方針とし、次のような活動を行いました。

① 広報誌の発行

記事の拡充及び構成にこだわり一般の方や関係各所の皆様にも読んでいただけるよう心がけました。結果、行政機関の方から広報誌を読んだとのお声を頂戴したり、日行連で開催された全国広報担当者会議においては、ご好評につき事例発表をさせていただくに至りました。

② 広報月間活動(10月)

平成30年度のPRキャラバンは、行政機関へのPRに絞り込み、関係の強化を目指しました。また、クリアファイルを新調するなどPRグッズを充実させました。

③ 記念日事業(2月)

会員の皆様へ感謝の気持ちを込めて、江戸時代の風情を残す檀原市今井町にて歴史散策ツアーを実施。多数の方から楽しかったとの感想を頂戴しました。

④ ホームページ関連

ホームページのシステム変更により、ペーパーレス化の推進に貢献、フェイスブックでの情報発信にも力を注ぎました。

各事業において、部員の方々が労を惜しまず取り組み、また、個性を発揮して下さいました。

お蔭様で、奈良会及び会員の皆様にお役に立つ活動や効果的なPR活動ができたのではないかと思います。

部長 坪田 尚子

広報部の思い出

ユキマサの気持ちになつて記事書いて「…だニヤ！」と言うのもクセになったニヤあ

部員 奥本 雅史



広報誌何度も校正繰り返し編集者の苦勞も味わつ

部員 上仲 裕美



広報部キャラバンやって記念日も今はなつかし広報部会

部員 木村 友紀



少しでも行政書士の知名度を上げるためにと力合わせる

部員 佐藤 貴玲



2年間 作家気分の記事を書き完結すれば さみしくもあり

部員 田中 博子



締切に 追われた夜も今は昔皆で歩きし 春の今井町

部員 若林 かずみ



第1業務部活動報告

平成30年度を終えて

第1業務部が行う活動の中心である業務研修の企画・実施については、この2年間試行錯誤の繰り返しでした。平成29年度は研修コンセプトを「原点回帰！」と題して、当部が取り扱う業務に関する基礎・応用問わずより実務に精通した実践的な研修の企画・実施してまいりました。

そして平成30年度は、前年に実施した研修アンケートの結果を踏まえて、農地に関する手続きや産業廃棄物処理業、一般貨物運送事業の応用研修や、時代のニーズに合わせたドローン許可に関する研修などを行いました。

また、研修指導部との連携により、各分野の基礎研修を研修指導部が、応用研修を各業務部が行うシステムを構築し、限られた回数の中で有効な研修ができたのではないかと考えております。

この2年間、多くの会員の皆様に研修にご参加いただき本当にありがとうございました。また、研修講師を快く引き受けていただいた方々にも心より感謝いたします。

第1業務部 副部長 西澤 伸明

業務研修会の実施

建設・産廃・土地・農林グループと交通・運輸グループ合わせて10回の研修会を実施いたしました。



平成30年
7月18日

建設業許可業務実践研修

「書類作成ソフトを使って申請書類を作成してみよう！」

農業委員会への届出に関するポスターの作成

これまでにない新たな試みとして、相続等による農地の権利取得時における農業委員会への届出義務に関する周知・啓発ポスターを作成し、県内の各農業委員会へ配布・設置依頼を行いました。



9月7日 一般貨物自動車運送事業における再編手続き

10月19日 超実践 秋の土地・農林研修祭り！

第1部「農地関係業務详解～関連手続き等も含めて」

第2部「不動産を動かすこと」

10月24日 日行連自動車登録 OSS センター構想に係る VOD 研修

10月31日 特殊車両通行許可申請について

11月16日 産業廃棄物処理業応用研修
「産廃処理業の手続きとは」

平成31年

2月6日 自動車登録・OSS申請について

2月19日 知って役立つ！建設業許可業務に必要な社会保険の基礎知識



3月15日 建設業許可業務 座談会研修

「現場で使えるリアルな情報を共有する意見交換会」

3月25日 無人航空機飛行に関する許可・承認申請について（初級）

「初めてのドローン許可申請」



第1業務部の思い出

研修を「立案する側」と「実施する側」の両方の立場を経験させて頂き、難しさを痛感すると同時に、大変貴重な機会となりました。最初の活動は、「研修内容の立案」でした。どのような研修をすれば良いのか、受講者のターゲットは誰なのか、研修のゴールはどの様なか。とても難しかったです。

また、「産廃手続き」の研修講師として自身が行った際に、感じた事として「講師への評価・感想・表彰」があれば良いなと思いました。たとえば年間を通して、受講者の評価の高かった研修講師への表彰などあれば、「講師を引き受けてくれる先生方を増やし」「会員の知識と収入の向上」に繋がられるのではないかと感じました。

この2年間、部員として経験し、お忙しい中会務にたずさわってくださったという先生方の日頃からの献身的な活動を目のあたりにし、どのようにして会が成り立っているのかを改めて理解する機会となりました。感謝の気持ちでいっぱいです。そして、大変貴重な経験をさせて頂き有り難うございました。

第1業務部 部員 中嶋 雄一



第2業務部活動報告

平成30年度を終えて

第2業務部では、会員向けの研修や外部団体との連携、官民受託業務関係と所管範囲が広く、目の回るような日々でしたが、おかげさまで強固なチームワークで楽しく乗り切ることができました。研修については、30年度の目玉である国際シリーズ研修をはじめ、「会員のニーズは何か？」を合言葉に、実務に即した研修を提供することができたと自負しています。講師をしてくださった皆様、ご参加くださった皆様、ありがとうございました。

また空き家対策については、田原本町と協定を締結する等、大きな一歩を踏み出すことができました。これらの実績を今後の活動にしっかりと繋いでまいります。

第2業務部 部長 吉田 良子



第2業務部 活動報告

1. 研修会の実施

平成30年 6月25日 会社・法人設立の手続きについて（クローズアップ定款）
平成30年 6月25日 障害福祉サービス（訪問系）指定申請について
平成30年 8月 2日 奈良県内における民泊～その概要と申請方法について～
平成30年 8月28日 行政書士業務と知的資産経営～ part 2 ワークで体験編～
平成30年 9月 6日 ペットののための生前対策
平成30年 9月12日 法定相続情報証明制度
平成30年11月20日 今後の公証制度（遺言・定款認証を中心に）
平成30年11月22日 風俗営業許可申請の審査について
平成30年12月 7日 Jw_cad へのご案内（行政書士業務への利用）
平成31年 2月14日 日本政策金融公庫の融資制度について
平成31年 3月19日 高齢者をとりまくポイント講座と任意後見事例研修
平成31年 3月25日 経営者の相続に関する周辺知識について

平成30年10月 3日 第1回 国際業務シリーズ研修 入管法の基本
平成30年11月 7日 第2回 国際業務シリーズ研修 在留資格「日本人の配偶者等」
平成31年 1月16日 第3回 国際業務シリーズ研修 在留資格「経営管理」
平成31年 3月 6日 第4回 国際業務シリーズ研修 在留資格「技能実習」と動き始めた外国人の本格受入れ時代



2. 外部団体との連携

よろず支援拠点への相談員派遣をはじめ、日本政策金融公庫奈良支店等とのセミナー共催、奈良県経営まるごと支援ネットワーク会議への参加、奈良県事業承継ネットワークへの参加等、各種団体との連携に努めました。

3. 官民からの受託業務等への取り組み

空き家等対策プロジェクトチームによる「田原本町における遊休農地等対策に関する協定」の締結をはじめ、吉野三町村雇用創造協議会主催経営革新セミナーへの講師派遣、奈良女子大附属小学校における法教育事業、大和郡山市地域包括ケア推進課主催講演会への講師派遣等、多方面に渡る活動を行いました。

第2業務部の思い

第2業務部の主な業務である研修の企画・運営。「会員のニーズは何か？」と部内で練りに練って実施してきました。ありがたいことに定員超過し、外部の会場を使うこともしばしば。とある研修会…、大量の資料等を会場へ運ばなければならなくなり、吉田部長が前もって車で持ち帰り運んでくださることに。当日は（いつもオンタイムの笑）杉山部長と井原先生が、集合時間の20分前から待機して下さってスムーズに準備できました。

吉田部長が率先して動き、背中を見せてくださるので、部長を中心にチームワーク力が輝いている当部。素敵なメンバーの皆さんと一緒に活動できたことに感謝です！

最後になりましたが、この2年間、至らぬ点も多い中、会務にご理解ご協力いただき心より御礼申し上げます。

第2業務部 副部長 野村 早香



民間調停
Civil Mediation

ADR

話し合いによる トラブル解決!

Resolving trouble through negotiation!



自転車事故トラブル! Bicycle accident trouble!

- 自転車と自転車の事故
- 自転車と歩行者との事故
- 自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。
(奈良県内での自転車事故が対象です。)



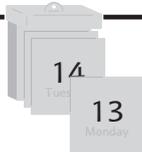
外国人の職場環境や教育環境のトラブル! Foreign people's workplace and education environment trouble!

- 職場ハラスメント
- 職場での待遇の不满
- 外国人の生徒や学生に対するいじめ等
- *職場・学校における外国人に対する宗教、慣習その他文化的価値観の違いに起因する紛争
(奈良県内の事業所及び教育機関が対象です。)

法務大臣認証第144号

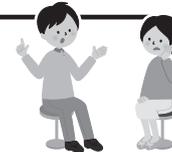
いつまでも長引かせない
このトラブル

Trouble you don't want put off any longer.



もう待てません、
話し合いに出て来てよ

I can't wait any longer, come and talk it over.



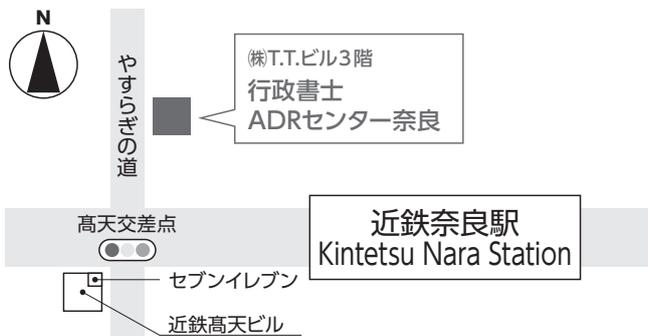
まずは、事前相談を 無料相談

First of all, have prior consultation
Consultation free of charge

お電話お待ちしております (要予約)
Please call us (reservation required)

TEL 0742-95-5400

毎週火曜日・木曜日/午前10時~午後4時
(※祝日・休日・年末年始、夏季休暇期間は休み)
Every Tuesday & Thursday: 10:00am~4:00pm
(※Except national holidays, holidays, year-end and
New Year season and summer vacation)



奈良県行政書士会 行政書士ADRセンター奈良

〒630-8241
奈良市高天町 10-1 (株) T.T. ビル 3 階
<http://www.gyoseinara.or.jp/>
TEL 0742-95-5400 FAX 0742-26-6400



認証紛争解決サービス

*ADR (Alternative Dispute Resolution)

ADRは、裁判によらずに民事上のトラブルを解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きです。

平成30年度近畿女性行政書士交流会 及び 近畿地方協議会女性行政書士担当者会議に参加しました！

平成30年度近畿女性行政書士交流会

日時：平成31年2月16日（土）

場所：京湯元 ハトヤ瑞鳳閣（京都市）

第1部講演会 10:00～11:30 -----

～マナー（立居振舞）のルーツを和の伝統文化に探る～

講師：行政書士豊福照水氏（京都府行政書士会所属）

第2部交流会 12:00～14:30 -----



講師より笑顔の作り方のレクチャーを受ける野村会員は、近畿女性行政書士担当者会議の担当者です。



交流会において黒田副会長が奈良会の活動について報告しました。

女性交流会アンケート結果 H31. 2月現在

	滋賀	大阪	京都	奈良	兵庫	和歌山
会員数	465	3249	884	448	1832	345
女性会員数	60	557	123	60	250	32
役員数	21	42	36	21	27	28
女性役員数	4	9	9	5	5	4

Q1 女性のみで構成される組織はありますか。

京都：女性部会 兵庫：さくら会（任意）

和歌山：女性部会

大阪：女性行政書士大阪会いんぼ～（同好会）

Q2 男女共同参画に向けた組織はありますか。
はい 0件 いいえ 6件

Q3 男女共同参画に資する制度等がありますか。

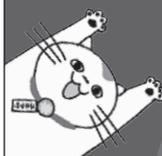
- | | | |
|-----------------|----|----|
| ① 男女別トイレ | ある | 4件 |
| ② 産休中の会費免除制度 | ある | 0件 |
| ③ 研修免除制度 | ある | 1件 |
| ④ 総会時の託児サービス | ある | 0件 |
| ⑤ 研修時の託児サービス | ある | 0件 |
| ⑥ セクハラ規則等の整備 | ある | 2件 |
| ⑦ セクハラ等相談窓口 | ある | 1件 |
| ⑧ 補助者の旧姓使用 | ある | 1件 |
| ⑨ インターネット会議等の導入 | ある | 0件 |

近畿地方協議会とは？

日本行書士会連合会の組織で、全国を8つの地域のブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）にわけて協議会として組織化したもので、地方協議会ごとに情報交換などの連絡会を行っています。

近畿地方協議会（滋賀、大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良）には、次のような9つの担当者会議が設置されており、輪番制で会議を取り仕切ります。

- ・女性行政書士担当者会議
- ・ホームページ担当者会議
- ・建設担当者会議
- ・運輸交通担当者会議
- ・ADR担当者会議
- ・倫理担当者会議
- ・申請取次行政書士担当者会議
- ・保健風営担当者会議
- ・知的資産担当者会議



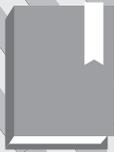
今期は、奈良会が当番会だよ！



近畿地方協議会女性行政書士担当者会議

日時：同年同日 14:30～16:00

場所：京湯元 ハトヤ瑞鳳閣（京都市）



法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナを張りましょう。

法改正情報

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

(厚生労働省HPより抜粋)

- 公布：平成30年7月6日
- 施行：平成31年4月1日（ただし、2は2020年4月1日（中小企業における時間外労働の上限規制にかかる改正規定の適用は2020年4月1日、（1）の中小企業における割増賃金率の見直しは2023年4月1日 3は2020年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働法、労働契約法の改正規定の適用は2021年4月1日））
- 改正の概要
 1. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
 2. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等
 - (1)労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
 - (2)勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
 - (3)産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法）
 3. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
 - (1)不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - (2)労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - (3)行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



消費者契約法の一部を改正する法律

(消費者庁HPより抜粋)

- 公布：平成30年6月15日
- 施行：平成31年6月15日
- 改正の概要
 1. 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等
 - ①社会生活上の経験不足等の不当な利用
 - (1)不安をあおる告知
 - (2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用
 - ②加齢等による判断力の低下の不当な利用
 - ③靈感等による知見を用いた告知
 - ④契約締結前に債務の内容を実施等
 - ⑤不利益事実の不告知の要件緩和
 2. 無効となる不当な契約条項の追加等
 - ①消費者の後見等を理由とする解除条項
 - ②事業者が自分の責任を自ら決める条項
 3. 事業者の努力義務の明示
 - ①条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮
 - ②情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/pdf/amendment_2018_0001.pdf



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の一部を改正する法律

(国土交通省HPより抜粋)

●公布：平成30年5月25日

●施行：平成30年11月1日

(一部の規定は平成31年4月1日から施行)

●改正の概要

1. 基本理念

- ・バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ・貸し切りバス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- ・各施設設置管理者について情報提供の努力義務
- ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

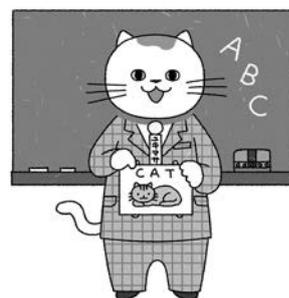
3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が移動等円滑化推進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
- ・基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
- ・駅等の旅客施設にスペースの余裕が無い場合に近接建築物への通路・バリアフリースイッチ整備を促進するため、協定（承継効）・容積率特別制度を創設

4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価等

- ・国が高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

<http://www.mlit.go.jp/common/001257291.pdf>



出入国管理及び難民認定法及び 法務省設置法の一部を改正する法律

平成30年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました（平成30年法律第102号）。

これにより、新たな外国人材受け入れのための在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されるとともに、出入国在留管理庁が設置される等しました。

【在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設】

○特定技能1号……特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

○特定技能2号……特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

○特定産業分野とは…

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設（※）、造船・船用工業（※）、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（14分野）

※特定技能2号は、※印の2分野のみ受入れ可能

《特定技能1号のポイント》

○在留期間……1年。6ヶ月又は4ヶ月毎の更新。通算で上限5年まで。

○技能水準……試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

○日本語能力水準……生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

○家族の帯同……基本的に認めない

○受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

《特定技能2号のポイント》

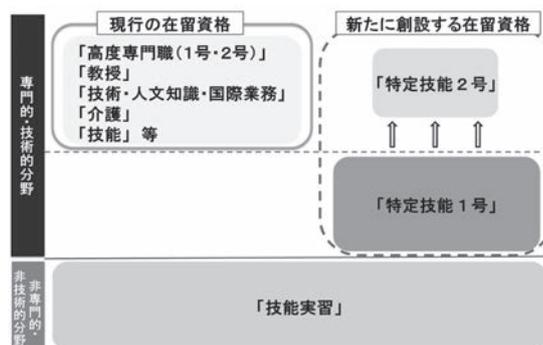
○在留期間……3年。1年又は6ヶ月毎の更新。

○技能水準……試験等で確認

○日本語能力水準……試験等での確認は不要

○家族の帯同……要件を満たせば可能（配偶者、子）

【就労が認められる在留資格の技能水準】



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

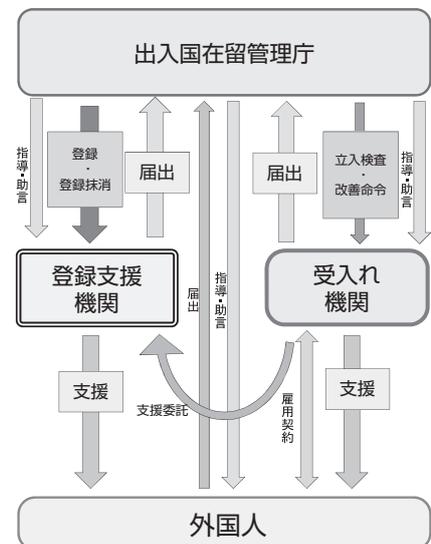
【受入れ機関と登録支援機関について】

《受入れ機関について》

1. 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ①外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ②機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
2. 受入れ機関の義務
 - ①外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ②外国人への支援を適切に実施
→支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば、1③の要件も充足。
 - ③出入国在留管理庁への各種届出
※①～③を怠ると外国人を受入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがあります。

《登録支援機関について》

1. 登録を受けるための基準
 - ①機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ②外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
2. 登録支援機関の義務
 - ①外国人への支援を適切に実施
 - ②出入国在留管理庁への各種届出
※①②を怠ると登録を取り消されることがあります。



【出入国在留管理庁の設置】

- 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官としました。
- 地方出入国在留管理局等の設置：法務省の地方支分部局である地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として設置することとしました。

新たな外国人材の受け入れについては、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策として様々な施策が実施されています。興味のある方は、法務省のサイトなどを参照されてはいかがでしょうか。

法務省サイト（引用元）

http://www.immi-moj.go.jp/hourei/image/flow_h30.pdf

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai_2/siryoushi.pdf

★会員の動き★

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2018年12月14日	事務所の所在地 事務所の電話 事務所の名称	山 田 祐 己	〒634-0064 橿原市見瀬町2044番地 090-5663-7007 ユウキ行政書士事務所
2019年1月15日	事務所の所在地	村 田 伸 二	〒633-0044 桜井市大字高家1262番地
2019年3月15日	事務所の所在地	小 林 信 隆	〒630-8101 奈良市青山五丁目1番地の59
2019年3月15日	事務所の所在地 事務所の電話 事務所の名称	谷 村 泰 正	〒636-0212 磯城郡三宅町大字石見245番地の3 0745-60-4083 行政書士谷村泰正事務所
2019年3月15日	事務所の所在地	寺 西 隆 司	〒631-0842 奈良市菅原東二丁目28番18号
2019年3月15日	事務所の所在地	野 村 早 香	〒630-0212 生駒市辻町395番地1 奥田ビル

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2018年12月31日	荒 川 讓 次	〒639-0254 香芝市関屋北七丁目28番9号 0745-76-5399	廃 業
2018年12月31日	安 部 浩 一	〒635-0015 大和高田市幸町4-8 ユニライフ大和高田405号 0745-60-2605	廃 業
2019年1月9日	柳 迫 早 司	〒630-8113 奈良市法蓮町1957-1 0742-22-1321	廃 業
2019年3月13日	生 野 吉 秀	〒635-0015 大和高田市幸町7番地34 モリモトビル2階201号室 090-2703-1977	廃 業
2019年3月31日	谷 口 成 男	〒639-3101 吉野郡吉野町大字山口402番地の2 0746-39-9251	廃 業
2019年3月31日	若 林 平三郎	〒636-0012 北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号 0745-73-5080	廃 業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ お亡くなりになった方 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

死亡年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話
2018年12月22日	西 川 巖	〒635-0831 北葛城郡広陵町馬見北5丁目3番18号 0745-55-7681
2019年1月18日	岡 本 保 彦	〒630-8238 奈良市高天市町11番地1 高天飯田ビル5階 0742-23-3262
2019年3月3日	岸 本 柁 巳	〒636-0122 生駒郡斑鳩町阿波2丁目10番30号 0745-74-1210



それぞれの市は市司という役人により管轄され、養老令により様々な規定が設けられていました。例をあげてみますと、市は正午に集い日没前に鼓を三回打ち解散すること、商品名の標示を立てること、市司は物価を記録すること、男女は座を別にすること、官による商品の購入以外はすべて市において交易し時価に従うこと、などという規定がありました。また、死刑を執行する場合は市において行うことなども決められており、ここでも市の特別な機能をうかがい知ることができます。

市においては和同開珎や万年通宝といった貨幣が用いられ、また、取り扱われていた商品としては、絹や木綿、布などの繊維製品、筆や墨、針などの日用品、弓や刀といった武器、油や塩、米などの農産物や海産物といった食料品、薬、香、装身具、家畜など多種多様なものがありました。基本的には誰でも出店できたようで、長屋王などの貴族も市に店を出していたという木簡も残っているとのことでした。

長岡京、そして平安京へと遷都後は、平城京の東西市は賑わいを失いましたが、東市の近くには辰市ができ賑わいました。清少納言の枕草子には「市はたつの市。さとの市。つば市。大和にあまたある中に、長谷に詣づる人のかならずそことまるとは、観音の縁のあるにや、と心ことなり。おふさの市。しかまの市。あすかの市。」と記されています。海柘榴市は長谷詣で多くの人が立ち寄り、それ以外にも奈良には多く市があり賑わっていたことがわかります。

最後に、平城京の東市、西市にて詠まれた万葉歌をご紹介します。

《編集後記》

令和元年、初号の広報誌です。「読まれる＋使える」広報誌をコンセプトに作成してまいりましたが如何でしたでしょうか。

広報部員が心を込めて、皆さまのお役に立てる広報誌になるよう工夫してまいりました。「ユキマサくんの行政書士見習い日記」や「山田家の相続事件簿」を連載し、関係各所、一般の方々にも行政書士の仕事内容について楽しくご理解いただけたのではないかと思います。

今後とも「読まれる＋使える」広報誌を宜しく申し上げます。

広報部 副部長 松本和也

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第140号

発行 令和元年5月1日発行

発行人 末廣 元孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<http://www.gyoseinara.or.jp/>

東ひむかしの 市の植木の 木こだ垂るまで
逢あはず久ししみ うべ恋ひにけり 門部王
西にしの市に ただただ独り出でて 眼め並ならべず
買かひてし絹きぬの 商あきなじこりかも 作者未詳

(参考)奈良県教育委員会

「平城京西市跡」1982)



毎月第2木曜日 は 行政書士による 無料相談会 です

車を譲り受ける
ことに・・・
どんな手続きが必要？

身寄りがいないから、
将来が心配・・・

運送業を始めたい・・・
許可って!?
うちは許可とれるの!?

起業したい!
会社をつくるには・・・

遺産相続が
どうなるか心配・・・

外国人と結婚する
ことに・・・
日本に呼び寄せたい
んだけど・・・

離婚することに・・・
協議書をつくって
おきたいんだけど・・・

暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽にご相談ください

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町 10-1

T.T.ビル 3階 (近鉄奈良駅前)

TEL:0742-95-5400

【事前予約制】

事務局 (TEL:0742-95-5400) まで、
事前予約をお願いしております。
おおよそのご相談内容についても、
あわせてお伝え下さい。